

2. 手引きが対象とする交通実態調査及び交通計画について

(1) 手引きが対象とする交通実態調査及び交通計画について

本手引きは、交通戦略の立案及び施策実施時・実施後のモニタリングや、特定の交通課題に対応した都市交通計画立案などのために必要なデータを収集する交通実態調査と、そのデータを活用した事業・施策の効果分析等の検討や数値指標・数値目標の設定などの交通計画の策定を対象とし、その手法を解説するものである。

本手引きが対象とする交通実態調査としては、「パーソントリップ調査」手法を特定の目的・施策・地域を対象として機動的に実施できるようアレンジした「特定目的PT調査（またはミニPT調査とも言う。）」に加えて、交通戦略などの交通計画策定に用いられる次のような交通実態や住民のニーズに関する調査やデータ収集に関する手法も対象としている。

- ・ 公共交通利用実績データ（事業者データ）
- ・ 選好意識調査
- ・ 道路交通センサス（自動車OD）
- ・ モビリティ・マネジメントの一環として実施されるコミュニケーションアンケート
- ・ 昼夜間人口分布、国勢調査通勤・通学流動等（駅勢圏法）

また、本手引きが対象とする交通計画としては、交通戦略のほかに次のような計画を想定している。

- ・ 都市計画道路の見直し
- ・ 交通戦略を含む都市交通施策のモニタリング（施策効果の把握）
- ・ 都市圏パーソントリップ調査結果を活用した将来推計に関する補完（時点修正）

(2) 特定目的PT調査(ミニPT調査)と都市圏パーソントリップ調査との関係について

20年後の将来を目標として総合的な都市交通計画のマスターplanを策定し、LRT路線の整備や地区交通計画など多様な個別施策検討のための将来需要予測を行うためには、詳細で汎用性の高いデータが求められる。その場合、ゾーンの発生集中交通量、ゾーン間のOD交通量、交通手段及び交通目的別の交通量などについて一定の精度を確保して交通実態調査を実施すべきであり、分析や将来予測も含めて手法が確立された「都市圏パーソントリップ調査」が適している。

「都市圏パーソントリップ調査」を実施する場合、当該調査で収集したデータを活用して総合的な都市交通マスターplanを策定する場合や各種の交通施設に関する将来需要予測などの交通計画を検討する場合には、「総合都市交通体系調査の手引き（案）、平成19年9月、国土交通省都市・地域整備局都市計画課都市交通調査室（注：現在の都市計画調査室）」<http://www.mlit.go.jp/crd/tosiko/sougou/index.html>を参考とすることが望ましい。

他方、交通戦略のように、特定の目標（戦略）を設定して、5年～10年間に実施する事業や施策を対象として交通計画を立案する場合で、目標の設定、事業・施策の検討、効果分析に特化した機動的で効率的な実査を行う場合には、計画や施策の分析・評価の詳細さに合わせてサンプル（標本率）を粗くしたり、対象地域等を限定して、交通実態調査を行うことも可能である。その場合には、本手引きを参考とすることが望ましい。なお、交通戦略の策定を行う場合であっても、例えば都市圏内の複数の市町村が同時期に計画策定を行う場合や、都市圏の都市交通マスターpl

ランの見直しも合わせて行うなどの場合は、「都市圏パーソントリップ調査」を実施することも考えられる。(表 2-1、図 2-1、図 2-2 参照。)

(3) 本手引きが対象とする施策について

本手引きでは、交通戦略で検討されている施策の中から、地方公共団体のニーズが高い施策として、①LRT の新規導入（概略検討に限る）・延伸、②路線バスの新規導入・再編、③コミュニティバスの導入、④モビリティ・マネジメント（以下、MMと記す）の対象地区の設定および実施、⑤都市計画道路見直しをとりあげ、それらの検討手法を紹介することとする。

なお、本手引きの対象となってない施策についても今後、本手引きの充実により順次対応する予定である。

(4) 計画策定の流れにおいて本手引きが解説する対象範囲

実際の交通戦略策定においては、本手引きに記述する交通実態把握及び分析を踏まえ、施策の検討、交通計画の策定を行っていくことになるが、本手引きについては、それら施策の検討や交通計画の策定に対応した解説は含まず、計画策定の前段階で行う、①交通実態の現況分析、②需要予測、③評価指標の計測・分析、および①～③に必要な交通実態調査を解説の対象範囲とする。

交通戦略の施策の検討や交通計画の策定については、別途解説書がまとめられることとなっていいる。

表 2-1 都市圏PTと特定目的PT調査(ミニPT調査)の関係

	主体	対象エリア	実査時期	活用
都市圏PT調査	県、関係地方公共団体等関係機関からなる協議会	複数市町村にまたがる日常生活を営む圏域	概ね10年に1度	・長期の都市交通マスタープランを策定 ・軌道系公共交通の需要予測などの詳細な計画
特定目的PT調査(ミニPT調査)	市町村もしくは関係する複数市町村、県など	主として、都市もしくは都市内の特定の地区 ただし、複数の市町村にまたがる圏域の場合もあり得る	施策に応じ実施	・交通戦略やその他の交通課題に対応した都市交通計画を策定

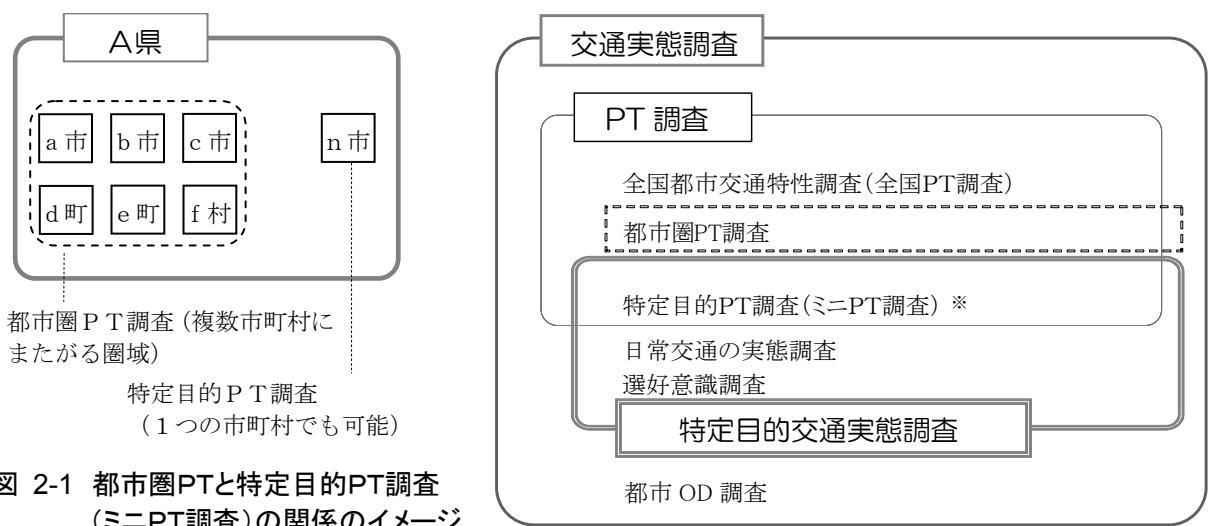


図 2-1 都市圏PTと特定目的PT調査(ミニPT調査)の関係のイメージ

*: 全国PT調査のアドオン調査としても実施しうる。

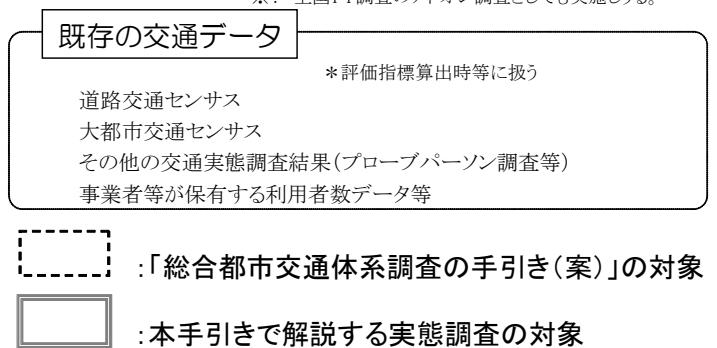


図 2-2 対象とする実態調査等